

# えがお 利用料金表

## ( 介護保険 )

### 【基本料金】

所要時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
看護師が行う 訪問看護	3,140円/回	4,710円/回	8,230円/回	11,280円/回

所要時間	1回(20分)	2回(40分)	3回(60分)	※1週間に6回 まで算定可能
療法士が行う 訪問看護	2,940円/回	5,880円/回	7,950円/回	

## ( 予防介護保険 )

### 【基本料金】

所要時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
看護師が行う 訪問看護	3,030円/回	4,510円/回	7,940円/回	10,900円/回

所要時間	1回(20分)	2回(40分)	3回(60分)	※1週間に6回 まで算定可能
療法士が行う 訪問看護	2,840円/回	5,680円/回	4,260円/回	

※利用開始日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防リハビリを行ったときは、1回につき150円を減算されます。

## 【付加料金】

初回加算	新規訪問看護計画を作成した利用者に対して、 訪問看護を提供した場合 退院日に初回訪問した場合（Ⅰ） 退院日の翌日以降に初回訪問した場合（Ⅱ）	初回（Ⅰ） 3,500 円 初回（Ⅱ） 3,000 円
退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護保険施設に入院若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合	6,000 円
サービス提供体制加算	当事業所は、『勤続 7 年以上の職員を 30% 以上配置』等の算定要件を満たしています。	1 回につき 60 円 (上記基本料金に加算)
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	利用者の同意のもとに、利用者又は家族等に対して、24 時間連絡体制にある場合 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減の為に十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合	1 月につき 6,000 円
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	1 月につき 2,500 円 又は 5,000 円
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者で、1 回の訪問時間が、1 時間 30 分を超える訪問を行った場合	1 回につき 3,000 円 (1 時間以上 1 時間 30 分未満の 基本料金に加算する)
専門管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行い訪問した場合	1 月につき 2,500 円
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	利用者の同意のもと、利用者の身体的理由により同時に 2 人の看護師等が 1 人の利用者に対し訪問看護を行った場合	30 分未満 2,540 円/回 30 分以上 4,020 円/回
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	利用者の同意のもと、利用者の身体的理由により同時に 2 人の看護補助者が 1 人の利用者に対し訪問看護を行った場合	30 分未満 2,010 円/回 30 分以上 3,170 円/回
ターミナルケア加算 (要介護者のみ)	死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上、ターミナルケアを行った場合	死亡月 25,000 円

※基本料金に対して、サービスの提供時間が、早朝（6 時～8 時）夜間（18 時～22 時）帯の時は、25%を加算されます。

※基本料金に対して、サービスの提供時間が深夜（22 時～6 時）帯の時は、50%を加算されます。

※計画的に訪問することになっていない緊急訪問を行った場合、所要時間に応じた利用料負担が生じます。

※時間外訪問について、月の 2 回目以降の計画外訪問より、早朝・夜間、深夜料金が加算されます。

※同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 基本料金に対して、10%を減算されます。

【 看護師による訪問看護 】

# 1月の利用料金の目安

① 週1回・30分未満の訪問看護を利用する場合

看護師による30分未満の訪問看護	4,710円×4回=18,840円
サービス提供体制強化加算	60円×4回= 240円
緊急時訪問看護加算	6,000円
合計	25,080円

⇒自己負担は、1割分 2,508円 ⇒自己負担は2割分 5,016円

② 週2回・30分未満の訪問看護を利用する場合

看護師による30分未満の訪問看護	4,710円×8回=37,680円
サービス提供体制強化加算	60円×8回= 480円
緊急時訪問看護加算	6,000円
合計	44,160円

⇒自己負担は1割分 4,416円 ⇒自己負担は2割分 8,832円

③ 週1回・1時間未満の訪問看護を利用する場合

看護師による1時間30分未満の訪問看護	8,230円×4回=32,920円
サービス提供体制強化加算	60円×4回= 240円
緊急時訪問看護加算	6,000円
合計	39,160円

⇒自己負担は1割分 3,916円 ⇒自己負担は2割分 7,832円

【 療養士による訪問看護（リハビリ） 】

① 週1回・40分のリハビリを利用する場合

療養士による40分の訪問看護	2,940円×2回=5,880円
サービス提供体制強化加算	60円×2回= 120円
合計	6,000円

⇒自己負担は1割分 600円 ⇒自己負担は2割分 1,200円

② 週2回・40分のリハビリを利用する場合

療養士による40分の訪問看護	2,940円×4回=11,760円
サービス提供体制強化加算	60円×4回= 240円
合計	12,000円

⇒自己負担は1割分 1,200円 ⇒自己負担は2割分 2,400円

③ 週2回・60分のリハビリを利用する場合

療養士による60分の訪問看護	2,650円×6回=15,900円
サービス提供体制強化加算	60円×6回= 360円
合計	16,260円

⇒自己負担は1割分 1,626円 ⇒自己負担は2割分の 3,252円